

## 釧路地域 6 市町村合併協議会専門部会設置規程

### （設置）

第 1 条 釧路地域 6 市町村合併協議会規約（以下「規約」という。）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、釧路地域 6 市町村合併協議会（以下「協議会」という。）に専門部会を設置する。

### （所掌事務）

第 2 条 専門部会は、協議会の幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第 3 条各号に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整をする。

### （部会員）

第 3 条 専門部会は、別表のとおりとする。

- 2 専門部会の部会員は、釧路市、釧路町、阿寒町、鶴居村、白糠町及び音別町（以下「関係市町村」という。）の関係所管部課の職員をもって充てる。
- 3 専門部会には、必要に応じて分科会を置くことができる。

### （組織）

第 4 条 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

### （部会長及び副部会長）

第 5 条 部会長は、会務を掌理し、専門部会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第 6 条 会議は、幹事長が求めるとき、又は部会長が必要に応じて随時開催する。

- 2 部会長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する関係市町村の担当部課が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営等に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月10日から施行する。

別表（第3条関係）

| 名 称         | 所 管 事 項                                |
|-------------|----------------------------------------|
| 総 務 専 門 部 会 | 総務、人事、電算、防災・消防などに関する事<br>及び他の部会に属さない事項 |
| 財 政 専 門 部 会 | 財政、管財に関する事                             |
| 企 画 専 門 部 会 | 新市建設計画、企画調整、広報広聴などに関する<br>事            |
| 議会事務局専門部会   | 議会全般に関する事                              |
| 住 民 専 門 部 会 | 国保、戸籍・住基、コミュニティ、交通安全など<br>に関する事        |
| 税 務 専 門 部 会 | 税全般に関する事                               |
| 環 境 専 門 部 会 | 環境衛生、廃棄物処理、公害対策などに関する<br>事             |
| 健康福祉専門部会    | 介護、健康、福祉、医療などに関する事                     |
| 産業経済専門部会    | 農林水産、商工観光、自然公園などに関する<br>事              |
| 建 設 専 門 部 会 | 建設、住宅、空港・港湾などに関する事                     |
| 都市計画専門部会    | 都市計画、都市開発、公園・緑地などに関する<br>事             |
| 上下水道専門部会    | 水道、下水道などに関する事                          |
| 教 育 専 門 部 会 | 学校教育、生涯学習、社会教育、公民館など<br>に関する事          |